

川口市監査告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和6年1月4日

川口市監査委員	澤野	高雄
同	金井	洋
同	奥富	精一
同	福田	洋子

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

(1) 監査の対象

理財部

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和2年10月1日～令和2年10月28日

4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)未収金	ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3)補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(4)契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 指名競争入札採用理由の記載はあるか エ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(5)財産管理	ア 備品受払簿と現物の実地照合はされているか イ 返納手続済で処分されていないものはないか

6 監査の実施内容

(1) 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和5年9月30日

(2) 監査の実施期間

令和5年11月1日～令和5年11月29日

(3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により
試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

[管財課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 庁舎等の使用料
- (イ) 土地等の貸付収入
- (ウ) 土地売払収入

イ 支出事務

- (ア) 公有財産管理委員会委員報酬
- (イ) 弁護士報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 本庁舎施設修繕料

ウ 契約事務

- (ア) 第一本庁舎総合管理業務等の委託契約
- (イ) 第一本庁舎植物等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[新庁舎建設課]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

- (ア) 新庁舎 2 期棟絵画制作業務委託プロポーザル審査委員会委員報償金
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 立体駐車場修繕料

イ 契約事務

- (ア) 新庁舎 2 期棟建設に伴う移転計画策定等業務等の委託契約
- (イ) 営繕積算システム R I B C 2 賃貸借契約

ウ 財産管理

- (ア) 備品管理

[用地対策課]

(1) 主な監査項目

- ア 収入事務
 - (ア) 土地使用料
- イ 支出事務
 - (イ) 旅費
 - (イ) 消耗品費
- ウ 契約事務
 - (ア) 除草業務等委託契約
 - (イ) 自動車賃貸借契約
- エ 公共用地の取得事務
 - (ア) 公共用地の取得事務
- オ 財産管理
 - (ア) 備品管理

[契約課]

(1) 主な監査項目

- ア 収入事務
 - (ア) 不用品売払収入
- イ 支出事務
 - (ア) 学識者報償金
 - (イ) 旅費
 - (イ) 消耗品費
- ウ 契約事務
 - (ア) 共通物品等の購入契約
 - (イ) 新庁舎立体駐車場ほか建設工事のうち建築工事等の請負契約
- エ 財産管理
 - (ア) 備品管理

[税制課]

(1) 主な監査項目

- ア 収入事務
 - (ア) 市税
 - (イ) 納税通知書広告掲載料雑入

イ 支出事務

- (ア) 川口市固定資産評価審査委員会報酬
- (イ) 講師等報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 彩の国たばこ商業協同組合川口支部補助金
- (カ) 市税還付金等

ウ 契約事務

- (ア) 収納データ作成業務等の委託契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

[特別債権回収課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 市税・国民健康保険税等の移管債権の回収等

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費
- (ウ) 土地鑑定手数料等

ウ 契約事務

- (ア) 債権回収業務等の委託契約
- (イ) 軽貨物自動車等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[納税課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 市税

イ 支出事務

- (ア) 会計年度任用職員報酬（税務補助職員）
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 幸町分室トイレ漏水等の修繕料
- (オ) 川口市税務署管内租税啓発活動助成金

ウ 契約事務

- (ア) 納税催告センター業務等の委託契約
- (イ) 自動釣銭機賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[市民税課]

ア 収入事務

- (ア) 納税証明等手数料
- (イ) 軽自動車標識再交付等雑入

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費
- (ウ) 印刷製本費

ウ 契約事務

- (ア) 税制改正等に伴うプログラム開発業務等の委託契約
- (イ) ノートパソコン等の賃貸借契約

エ 賦課事務

- (ア) 個人市民税等

オ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

[固定資産税課]

ア 収入事務

(ア) 納税証明等手数料

イ 支出事務

(イ) 旅費

(イ) 消耗品費

(ウ) 印刷製本費

ウ 契約事務

(ア) 土地評価基礎調査業務等の委託契約

(イ) 軽貨物自動車等の賃貸借契約

エ 賦課事務

(ア) 固定資産税等

オ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手等の受払い

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収入事務について

管財課の財産貸付収入において、過年度収入未済額の調定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適切に事務を執行されたい。

管財課の財産貸付収入において、過年度収入未済額の繰越しが、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適切に事務を執行されたい。

用地対策課の土地使用料において、行政財産使用料の免除の手続きが、川口市行政財産の使用料に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

税制課の市税収入において、歳入を収入する際の調定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

2 支出事務について

管財課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが散見されたので、適正に事務を執行されたい。

管財課の消耗品費において、一括して発注可能な消耗品が分割発注されており、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

納税課の補助金において、補助金の算定が補助金交付要綱に則って行われていないものが見受けられたので、適切に事務を執行されたい。

第3 意見

1 支出事務について

納税課の修繕料において、一者随意契約とした理由を明確に記載されたい。

2 契約事務について

管財課の委託契約において、契約書に綴じ込む書類に不備のないよう、事務を執行されたい。

また、契約書に長期継続契約である旨及び長期継続契約に係る契約解除条項について、適切に記載されたい。

3 財産管理について

管財課の備品管理において、備品の管理が適切に行われていないものが散見されたので、適切に管理されたい。

管財課の所管する公印について、備品整理票が作成されていないので、作成の上、適切に管理されたい。